

は　じ　め　に

この度、平成 17 年度の業績をまとめ、年報第 23 号として発行するはこびとなりました。

さて、平成 17 年度は、県内において、ツツガムシ病が全国で最多の届出数になったことや健康食品に無承認無許可の医薬品成分が含有されていた事件をはじめとして、県民の健康を脅かすような事件等が発生し、感染症対策や食品の安全性確保のために県及び衛生研究所の果たすべき役割を改めて問われた年でした。

このような問題が地域で発生した際は、まず最初に地域での問題解決が原則であり、地域住民も地域での速やかな解決を望んでいると思われます。問題解決の第一歩は原因の特定であり、感染症や食品、医薬品、水等の問題の原因究明に地方衛生研究所の果たすべき役割の重要性と使命、地方衛生研究所の存在意義を改めて痛感したところです。

現在、国際的には、鳥インフルエンザがアジアで猛威をふるい、欧州連合の飼育場へも感染し、世界規模での問題となっています。国内においても、一昨年の京都府等に続き、茨城県、埼玉県で鳥インフルエンザが発生、多量の鶏が処分されました。周知のとおり、鳥インフルエンザに関連して新型インフルエンザの出現が大きな問題として危惧されています。新型インフルエンザに対しては国、県では総合対策を定めた行動計画が定められましたが、衛生研究所においても新型インフルエンザを視野に入れた鳥インフルエンザの検査体制の整備に努めています。

さらに、鳥インフルエンザをはじめとする動物由来感染症に対応するため、本県においても、平成 16 年 5 月に「福島県動物由来感染症対策実施要綱」が策定されたのを受け、衛生研究所においても、平成 17 年度に動物由来感染症検査室を整備いたしました。

このように、新たな問題に対応するため衛生研究所では設備や機器の整備を進めてまいりましたが、県民を取り巻く健康上の問題は多様化しており、すべての問題に対応するためには、人員や施設、設備など十分といえる状況ではありません。その中で、県民が安心かつ安全な生活を送るために、関係部局や保健所等との連携のもと、本県の保健衛生行政における科学的かつ技術的中核機関としての役割を果たしていく所存ですので、皆様方の暖かいご支援をお願いいたします。

私たち福島県衛生研究所員にとりましては、県民をはじめとする多くの方々からの忌憚のないご意見をいただき、謙虚に職務を見直していくことがもっとも大切なことだと自戒しております。本年報をご高覧いただき、ご意見をいただければ幸いです。

平成 19 年 2 月

福島県衛生研究所長 西田茂樹